

だい きだてししょう しゃけいかく
第3期伊達市障がい者計画

あん
(案)

がいようばん
—概要版—

2019^{ねん}年(平成^{へいせい}31^{ねん}年)3^{がつ}月

だてし
伊達市

1 計画策定の趣旨

本市では、2012年（平成24年）3月に、2012年度（平成24年度）から2018年度（平成30年度）までを計画期間とする「第2期伊達市障がい者計画」を策定し、様々な障がい者福祉施策を進めてきました。2015年（平成27年）3月にはこの計画の一部見直しを行い、補足版を策定しています。

国では、2013年（平成25年）4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が施行され、制度の谷間のない支援の提供を目的に、新たに難病患者等が支援対象となったほか、2018年（平成30年）4月には「自立生活援助」、「就労定着支援」などのサービス創設をはじめとする制度改正が行われるなど、障がいのある人が住みなれた地域で暮らし続けるための環境整備が進められています。

また、2016年（平成28年）4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、共生社会の実現に向け、障がいのある人の権利擁護、差別解消の強化も進められています。

これら国の動向に基づくとともに、「第2期伊達市障がい者計画」の理念を引き継ぎ、施策の進捗状況、社会情勢、障がいのある人のニーズを踏まえ、各種施策を展開するため「第3期伊達市障がい者計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

「第3期伊達市障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」として位置づけられるものであり、本市における障がい者福祉施策の基本的な理念と取組の方針を明らかにしたものです。

本計画の策定に当たっては、上位計画である国の障害者基本計画及び北海道障がい者基本計画に基づくとともに、第7次伊達市総合計画の考え方に即し、第4期伊達市地域福祉計画との整合性を図ります。

3 計画の期間

本計画の期間は、2019年度（平成31年度）から2023年度までの5か年とします。ただし、今後の制度改革等の動向により、計画の見直しを行うことがあります。

4 対象とする障がい者の範囲

本計画では、障がい者（障がいのある人）を、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい者を含む。）のある人のほか、難病患者などのその他心身の機能の障がいがある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活及び社会生活に相当な制限を受ける状態にある人としています。

5 計画の基本理念

本計画では、「第2期伊達市障がい者計画」において定めた基本理念を継承し、計画を推進します。

障がい者の基本的な人権を享有する個人としての尊厳
と社会参加の促進による共生社会の実現

6 施策の体系

基本目標 1 お互いを尊重し合えるまちづくり

障がいのある人もない人も地域の住民としてお互いを支え合い
尊重しながら安心して楽しく暮らすことのできるまちづくりを
推進します。

1 権利擁護

(1) 権利擁護の推進

◇地域生活における権利擁護制度の普及 など

(2) 虐待や差別の解消

◇障がいを理由とする差別解消の推進 など

2 啓発・広報

(1) 啓発活動の推進

◇広報紙、ホームページ等による啓発の推進 など

(2) 地域活動の推進

◇地域支え合いシステムの推進 など

3 生活環境

(1) 住まい・まちづくりの推進

◇住宅改修費の助成 など

(2) 移動・交通のバリアフリーなどの促進

◇公共施設のバリアフリー化 など

(3) 防犯・防災対策の推進

◇地域の防犯活動における障がい者対応促進 など

4 情報・意思
疎通支援

(1) 情報アクセシビリティの向上
◇ 障がいに応じた情報提供の充実 など

(2) 意思疎通支援の充実
◇ 障がいに応じた意思疎通支援 など

基本目標 2 地域で暮らすことができる体制づくり

地域で暮らす障がいのある人が、地域の福祉、医療、教育、
就労等のサービスを有効に活用できるよう、地域で暮らすこと
ができる体制づくりを図ります。

5 生活支援

(1) 生活支援体制の整備
◇ 地域生活支援拠点の機能充実 など

(2) 障害福祉サービスの提供
◇ 障害福祉サービスの周知と給付 など

(3) 人材の育成と確保
◇ 伊達市社会福祉協議会との連携強化 など

6 保健・医療

(1) 障がいの原因となる疾病などの予防・
早期発見・早期支援
◇ 自立支援医療制度の周知と給付 など

基本目標 3 自立への支援と社会参加の促進

自分の暮らしを自らの選択により決定し、自分らしく暮らすことができるよう、また、障がいのある人もない人も互いを理解し合い、市民の一人として社会参加できる「心のバリアフリー」を目指します。

7 就労支援

(1) 雇用機会の拡大
◇ 職親会の活用 など

(2) 福祉的就労の場の確保
◇ 一般就労に向けた訓練・相談機能の強化 など

(3) 障がい者就労施設等が提供する物品及び役務に対する需要の増進
◇ 障がい者就労施設等が提供できる物品及び役務の把握 など

8 教育・育成

(1) 障がい児保育・療育の充実
◇ 障害児通所支援事業の周知と給付 など

(2) 学校教育の充実
◇ 福祉教育による福祉意識の啓発 など

9 社会参加

(1) 本人活動、余暇活動の充実
◇ 障がいがあっても参加できる事業の推進 など

7 計画の推進

(1) 各主体の役割

計画を推進するにあたっては、障がいや障がいのある人についての理解と
関心を高めていくとともに、行政はもとより、障がいのある人、地域、学校、
団体、企業等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力し、一体と
なって取り組むことが必要です。

(2) 全庁的な推進体制の整備

計画の着実な推進を図るため、社会福祉課を中心として、保健、医療、教育、
労働、生活環境等に関連する部局との連携を一層強化するとともに、体系的に
施策を推進します。

(3) 進捗状況の公開

計画の進捗状況については、市のホームページ等で毎年公開します。

だい き だて し しょう しゃけいかく がいようぼん
第3期伊達市障がい者計画 -概要版-

はっこうねんげつ ねん へいせい ねん がつ
発行年月：2019年（平成31年）3月

はっこう だて し
発行：伊達市

へんしゅう だて し けんこうふくしふ しゃかいふくしか しょう しゃふくしがかり
編集：伊達市 健康福祉部 社会福祉課 障がい者福祉係

〒052-0024 ほっかいどう だて しかしまちょう ばんち
北海道伊達市鹿島町20番地1

TEL：0142-23-3331 FAX：0142-25-4195